

和歌山市中小企業緊急経営対策資金融資制度の実施延長について

(平成21年度当初)

和歌山市では、急激な景気の減速や原材料価格の高止まりなどで収益を悪化させている中小企業の皆様を支援するため、「和歌山市中小企業緊急経営対策資金融資制度」を平成22年3月31日まで実施します。

【融資対象者】

市内において1年以上同一事業を営む中小企業者で、中小企業信用保険法第2条第4項(セーフティネット保証)第5号の規定に基づく特定中小企業者として市長の認定を受けた方

【融資条件】

- (1) 資金用途 運転資金 (旧債返済資金、借換資金を除く)
- (2) 融資限度額 1,000万円以内
- (3) 融資利率 年1.2%以内
- (4) 返済期間 8年以内
- (5) 信用保証料 年0.91%
- (6) その他 和歌山県信用保証協会及び取扱金融機関所定の条件

【実施期間】

平成21年4月1日(水)から平成22年3月31日(水)まで

○セーフティネット保証5号認定について

全国的に業績の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置です。下記の認定要件を満たす中小企業者で、法人の場合は本店、個人事業者の場合は主たる事業所が和歌山市内にある方は、和歌山市長への認定申請となります。

【対象中小企業者】

下記(イ)(ロ)(ハ)のいずれかの要件があてはまる方

- (イ) 経済産業大臣が指定した「不況業種」に属する事業を行っており、最近3ヶ月間の平均売上高が前年同期の平均売上高と比べて3%以上減少している中小企業者の方
- (ロ) 経済産業大臣が指定した「不況業種」に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者の方
- (ハ) 経済産業大臣が指定した「不況業種」に属する事業を行っており、最近3ヶ月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期の平均売上総利益率又は平均営業利益率と比べて3%以上減少している中小企業の方

※尚、平成21年2月27日より、別添のとおり指定業種として73業種が追加となります。

【問合せ先】 和歌山市 まちづくり局

産業部 産業総務課 TEL073-435-1040

緊急保証の特定業種指定について

(中小企業信用保険法第2条第4項第5号の特定業種指定について)

(指定期間：平成21年2月27日～平成22年3月31日)

※今期の指定業種における産業分類番号は、旧分類（平成14年3月改訂）にて判断することとする。

○新規追加業種（73業種）：平成21年2月27日から指定

通 番	産業分類番号(参考)		指 定 業 種
	旧分類		
	全部	一部	
1	1011		清涼飲料製造業
2	1063		有機質肥料製造業
3	1123		毛紡績業
4	1181		刺しゅうレース製造業
5	1189		その他のレース・繊維雑品製造業
6	1196		繊維製衛生材料製造業
7	1331		竹・とう・きりゅう等容器製造業
8	1333		木箱製造業（折箱を除く。）
9	1399		他に分類されない木製品製造業（竹、とうを含む。）
10	1761		医薬品原薬製造業
11	1762		医薬品製剤製造業
12	1764		生薬・漢方製剤製造業
13	1821		潤滑油製造業
14	1822		グリース製造業
15	2335		伸鉄業
16	2338		伸線業
17	2591		金庫製造業
18	2665		鑄造装置製造業
19	2666		プラスチック加工機械・同附属装置製造業
20	2676		工業窯炉製造業
21		2679	その他の一般産業用機械・装置製造業（めっき用機械・同装置製造業に限る。）
22	2682		冷凍機・温湿調整装置製造業

23	2714		配線器具・配線附属品製造業
24	2741		X線装置製造業
25	2743		医療用電子応用装置製造業
26	2753		医療用計測器製造業
27	2799		他に分類されない電気機械器具製造業
28	2811		有線通信機械器具製造業
29	2812		無線通信機械器具製造業
30	2814		電気音響機械器具製造業
31	3135		歯科材料製造業
32	3151		顕微鏡・望遠鏡等製造業
33	3154		光学機械用レンズ・プリズム製造業
34	3292		看板・標識機製造業
35	3295		工業用模型製造業
36		3299	他に分類されないその他の製造業（線香製造業、釣りえさ製造業に限る。）
37		3729	その他の固定電気通信業（ISP事業（ユーザのパソコン等をインターネットに接続するサービスを提供する事業）、IDC事業（顧客にサーバを貸す（ホスティング）、または顧客のサーバを自社施設内に收容する（ハウジング）事業）、IX事業（ISP及びIDC相互の接続を提供する事業）、電気通信回線再販事業（他の電気通信事業者から調達した回線を用いて通信ネットワークを構築、販売する事業）に限る。）
38	4111		映画・ビデオ制作業（テレビ番組制作業を除く。）
39	4112		テレビ番組制作業
40	4113		映画・ビデオ・テレビ番組配給業
41	4159		その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
42	4541		船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）
43	4542		内航船舶貸渡業
44	4821		利用運送業（集配利用運送業を除く。）
45	4841		こん包業（組立こん包業を除く。）
46	4842		組立こん包業
47	5231		石油卸売業
48	5821		自転車小売業

49		5929	その他の機械器具小売業（マシン・編機・同部分品小売業に限る。）
50	6011		医薬品小売業（調剤薬局を除く。）
51	6023		肥料・飼料小売業
52	7221		簡易宿所
53	7361		歯科技工所
54	7747		フィットネスクラブ
55	8062		機械設計業
56	8082		商業写真業
57		8399	他に分類されないその他の生活関連サービス業（運転代行業に限る。）
58	8443		ゴルフ場
59	8444		ゴルフ練習場
60	8446		テニス場
61		8465	ゲームセンター（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第8号に規定する営業（同法施行令第1条の3に規定する施設を含む。）に限る。）
62	8492		マリナー業
63		8496	娯楽に附帯するサービス業（ゴルフ会員権買取販売業に限る。）
64	8511		し尿収集運搬業
65	8512		し尿処分業
66	8513		浄化槽清掃業
67	8514		浄化槽保守点検業
68	8515		ごみ収集運搬業
69	8516		ごみ処分業
70	8851		スポーツ・娯楽用品賃貸業
71	9012		複写業
72		9051	民営職業紹介業（職業安定法第30条に基づく許可事業者に限る。）
73	9093		非破壊検査業

○範囲拡大業種（7業種）：平成21年2月27日から指定範囲拡大

通 番	産業分類番号(参考)		指 定 業 種
	旧分類		
	全部	一部	
1		1259	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業（なめし革製衣服製造業に限る。）
2	2579		その他の金属線製品製造業
3	2722		空調・住宅関連機器製造業
4		4899	他に分類されない運輸に附帯するサービス業（通関業に限る。）
5		5499	他に分類されないその他の卸売業（ミュージックテープ（録音済のもの）、コンパクトディスク（録音済のもの）、DVD・ビデオテープ（録画済のもの）等卸売業、ゴムベルト卸売業、ゴムホース卸売業、工業用ゴム製品卸売業、ゴム手袋卸売業、生ゴム卸売業、ラテックス卸売業、クラムラバー卸売業、写真フィルム卸売業、印画紙卸売業、他に分類されない化学製品卸売業、釣りえさ卸売業に限る。）
6		6099	他に分類されないその他の小売業（コンパクトディスク（音楽用以外のもの）、DVD・録画テープ（記録済のもの）等小売業、釣りえさ小売業に限る。）
7		8899	他に分類されない物品賃貸業（貸植木業に限る。）

○指定解除業種（11業種）：平成21年2月27日まで指定

通 番	旧分類		指 定 業 種
	全部	一部	
1	0541		花こう岩・同類似岩石採石業
2	0542		石英粗面岩・同類似岩石採石業
3	0543		安山岩・同類似岩石採石業
4	0544		大理石採石業
5	0545		ぎょう灰岩採石業
6	0546		砂岩採石業
7	0547		粘板岩採石業
8	0549		その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業
9	1593		紙製衛生材料製造業
10	1731		石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む。）
11	2695		ピストンリング製造業

業種指定の拡大(緊急保証制度)

保証制度の拡充を求める中小企業をほぼ全てカバー

